

返戻金制度について

モバイル・コマース・ソリューション株式会社

職業紹介事業許可番号 13-ユ-315117

MCS の紹介により紹介希望企業が採用した人材（以下「対象者」という）が紹介希望企業に出社する前又は出社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、又は対象者本人の都合により出社後 6 ヶ月未満（パート・アルバイトは 1 ヶ月未満）で退職した場合、MCS は対象者に関して受領した紹介手数料等のうち、次の金額を紹介希望企業に返還するものとする。なお、紹介希望企業の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、本条は適用されない。

(1) 対象者が 6 ヶ月未満（パート・アルバイトは 1 ヶ月未満）で退職した場合：

紹介手数料等の $\{(6 - \text{就業月数}) / 6\}$ を返金する。

(2) 対象者が 6 ヶ月以上（パート・アルバイトは 1 ヶ月以上）就業した場合：

返金なし。

尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。